

# **成年後見関係事件の概況**

## **－平成26年1月～12月－**

**最高裁判所事務総局家庭局**

本資料は、平成26年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

○ 以下について訂正を行った（平成30年6月22日）

- 9頁（注3）に記載の「その他親族」の定義

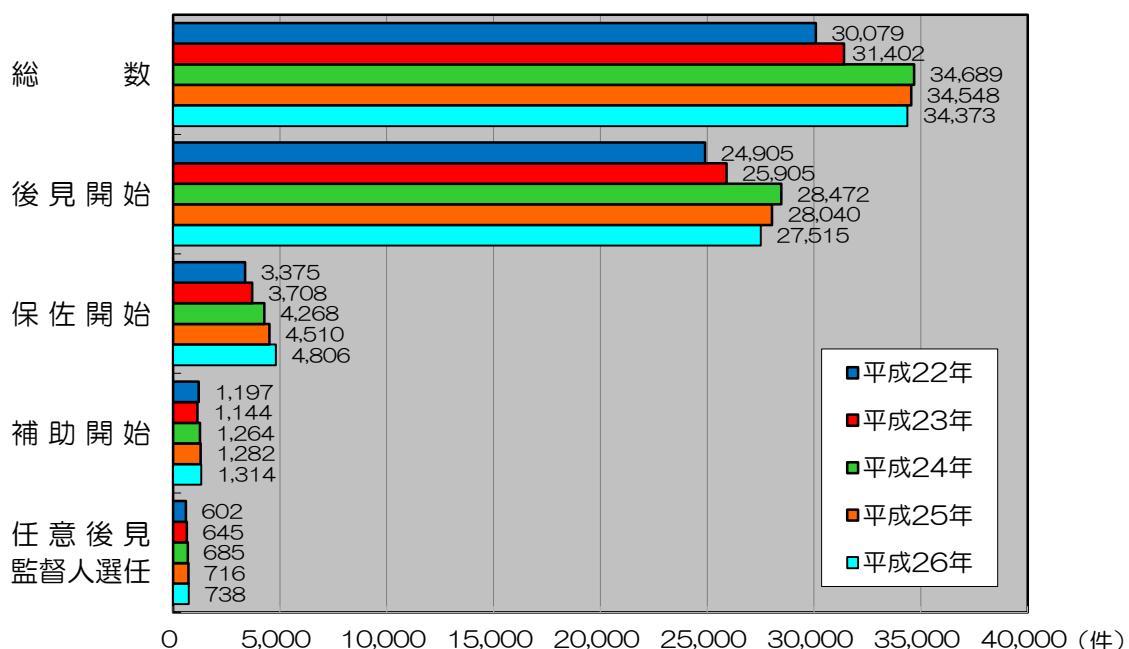
## 目 次

1	申立件数について	1
	(資料1) 過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について	2
	(資料2) 終局区分別件数	
3	審理期間について	3
	(資料3) 審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について	4
	(資料4) 申立人と本人との関係別件数	
	(資料5) 申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）	
5	本人の男女別・年齢別割合について	6
	(資料6) 本人の男女別・年齢別割合	
6	申立ての動機について	7
	(資料7) 主な申立ての動機別件数	
7	鑑定について	8
	(資料8) 鑑定期間別割合	
	(資料9) 鑑定費用別割合	
8	成年後見人等と本人との関係について	9
	(資料10) 成年後見人等と本人との関係別件数	
9	成年後見制度の利用者数について	11
	(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移	
参考	後見制度支援信託の利用状況について	12
	(参考資料) 信託財産額の分布	

## 1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で34,373件（前年は34,548件）であり、対前年比約0.5%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,515件（前年は28,040件）であり、対前年比約1.9%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は4,806件（前年は4,510件）であり、対前年比約6.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,314件（前年は1,282件）であり、対前年比約2.5%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件（前年は716件）であり、対前年比約3.1%の増加となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



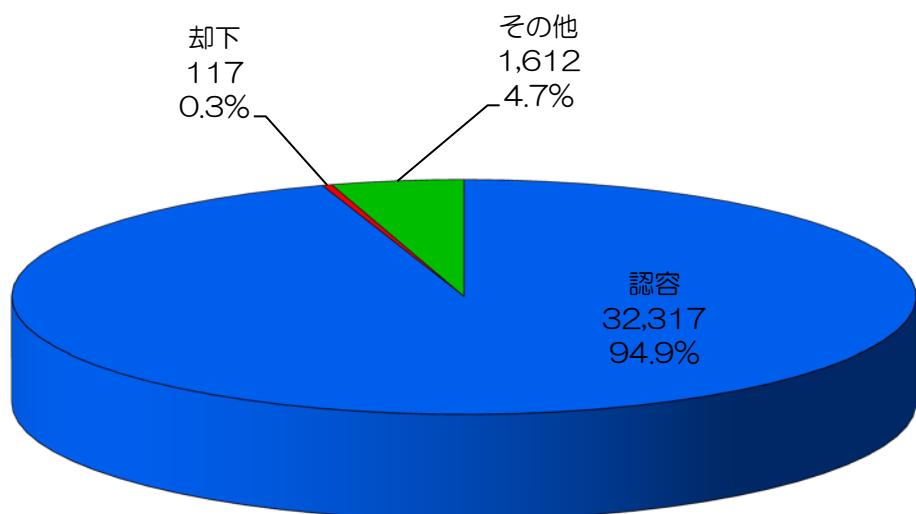
（注） 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

## 2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,046件のうち、認容で終局したもののは約94.9%（前年は約94.6%）である。

（資料2） 終局区別件数

既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
34,046	26,029	60	1,172	4,447	26	245	1,237	11	92	604	20	103



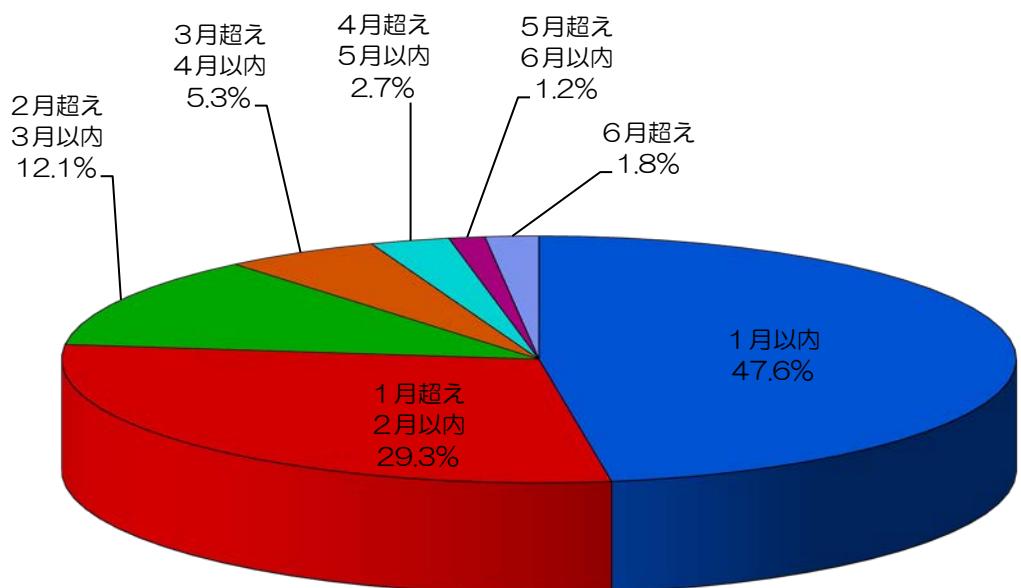
（注1） 平成26年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

### 3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,046件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約76.9%（前年は約77.8%）、4か月以内に終局したものが全体の約94.3%（前年は約94.8%）であり、前年と比べて、審理期間は若干長期化した。

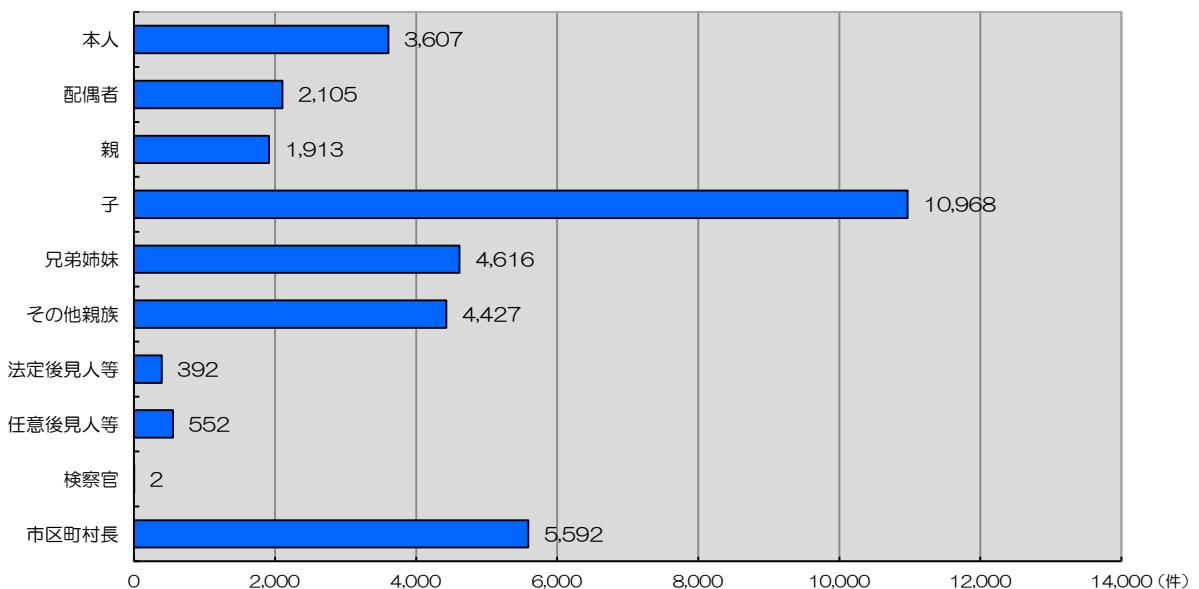
（資料3） 審理期間別の割合



## 4 申立人と本人との関係について（資料4, 5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約32.1%を占め、次いで市区町村長（約16.4%）、本人の兄弟姉妹（約13.5%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは5,592件で、前年の5,046件（全体の約14.7%）に比べ、対前年比約10.8%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,174件）を母数としている。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数（家庭裁判所管内別）

管 内	総 数	うち市区町 村長申立て
東 京	5,133	894
横 浜	2,728	513
さいたま	1,526	283
千 葉	1,535	259
水 戸	464	57
宇 都 宮	303	31
前 橋	428	48
静 岡	1,022	132
甲 府	216	63
長 野	509	56
新 潟	670	64
大 阪	2,680	524
京 都	1,057	150
神 戸	1,591	186
奈 良	373	27
大 津	432	61
和 歌 山	214	53
名 古 屋	1,573	233
津	383	60
岐 阜	437	43
福 井	235	33
金 沢	354	38
富 山	268	35

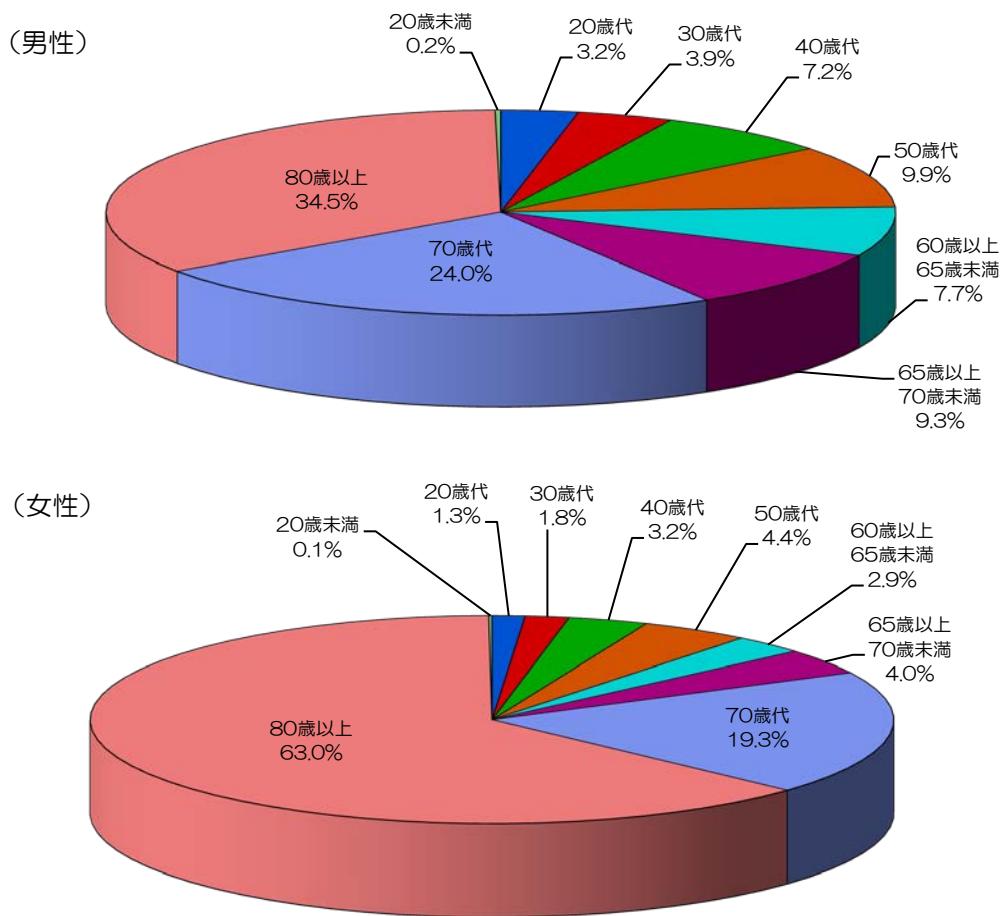
管 内	総 数	うち市区町 村長申立て
広 島	732	106
山 口	441	69
岡 山	784	214
鳥 取	245	44
松 江	224	55
福 岡	1,307	108
佐 賀	219	39
長 崎	337	26
大 分	261	18
熊 本	560	123
鹿 児 島	353	51
宮 崎	278	74
那 霸	358	73
仙 台	355	84
福 島	365	87
山 形	251	84
盛 岡	256	16
秋 田	153	15
青 森	318	71
札 幌	697	75
函 館	72	5
旭 川	134	19
釧 路	228	54
高 松	294	72
徳 島	221	63
高 知	227	35
松 山	373	69
総 数	34,174	5,592

- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（34,046件）とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

## 5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

- 本人の男女別割合は、男性が約40.0%，女性が約60.0%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.5%を占め、次いで70歳代の約24.0%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.0%を占め、次いで70歳代の約19.3%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約67.8%を、女性では女性全体の約86.3%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

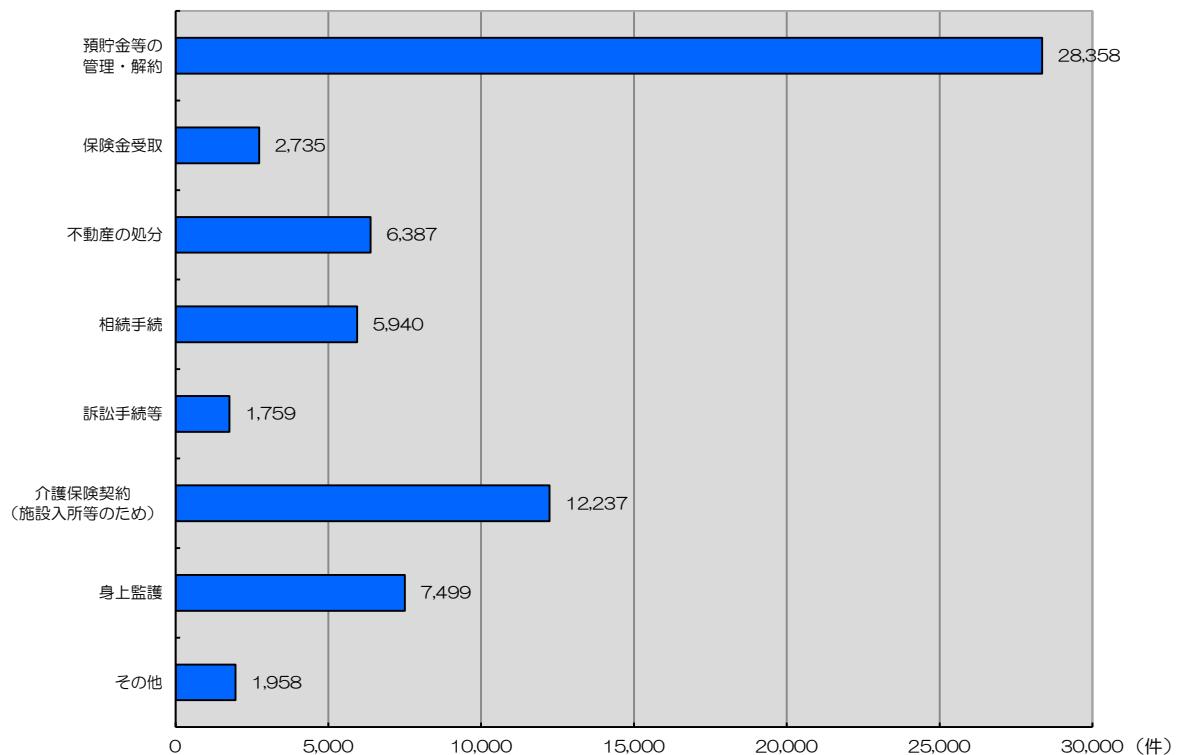


（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

## 6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



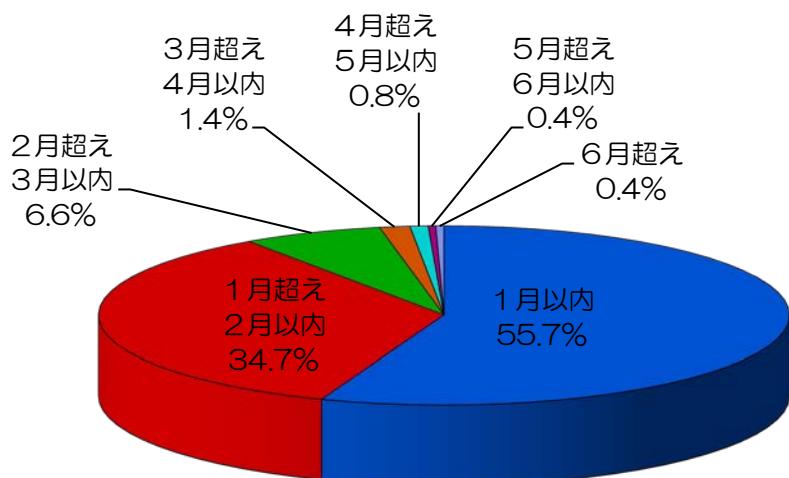
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（34,046件）とは一致しない。

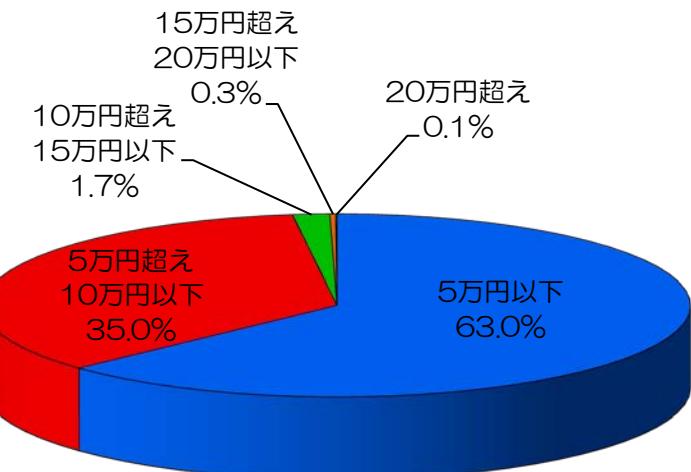
## 7 鑑定について（資料8, 9）

- 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約10.8%（前年は約10.9%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約55.7%（前年は約56.6%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約63.0%（前年は約67.0%）を占めており、全体の約98.0%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約97.8%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



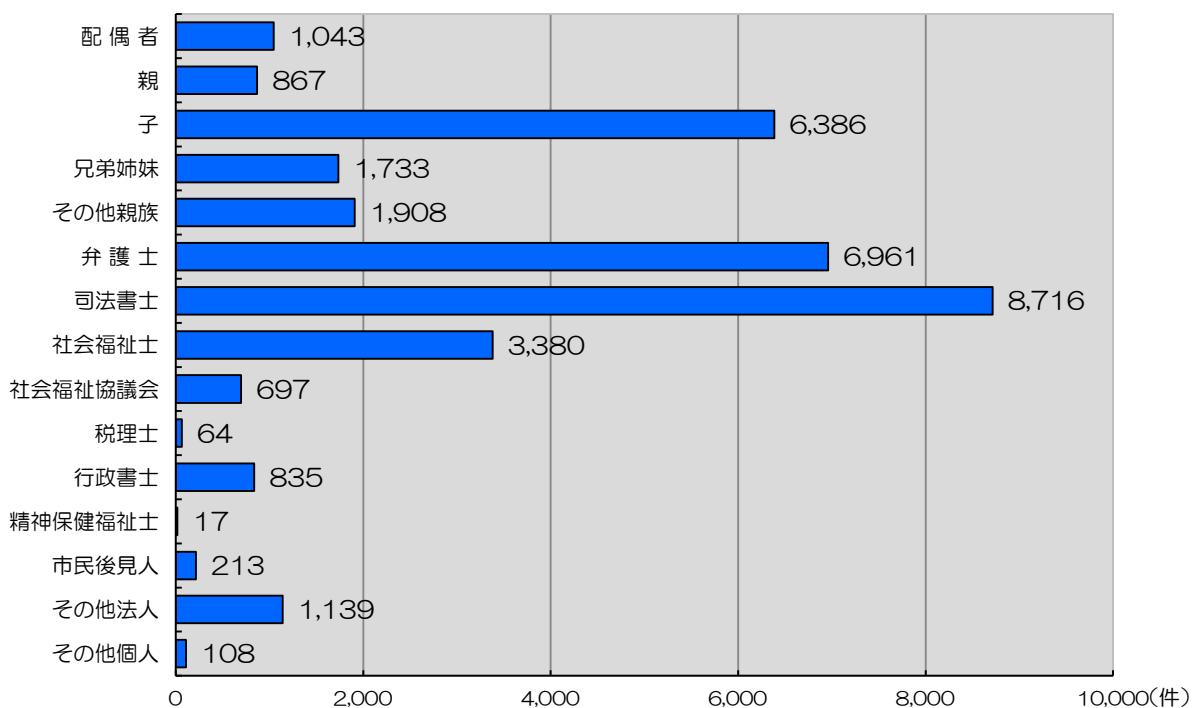
（資料9） 鑑定費用別割合



## 8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約35.0%（前年は約42.2%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約65.0%（前年は約57.8%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が6,961件（前年は5,870件）で、対前年比で約18.6%の増加、司法書士が8,716件（前年は7,295件）で、対前年比で約19.5%の増加、社会福祉士が3,380件（前年は3,332件）で、対前年比で約1.4%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,067件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（31,713件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、弁護士法人355件、司法書士法人282件、税理士法人2件及び行政書士法人23件をそれぞれ含んでいる。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

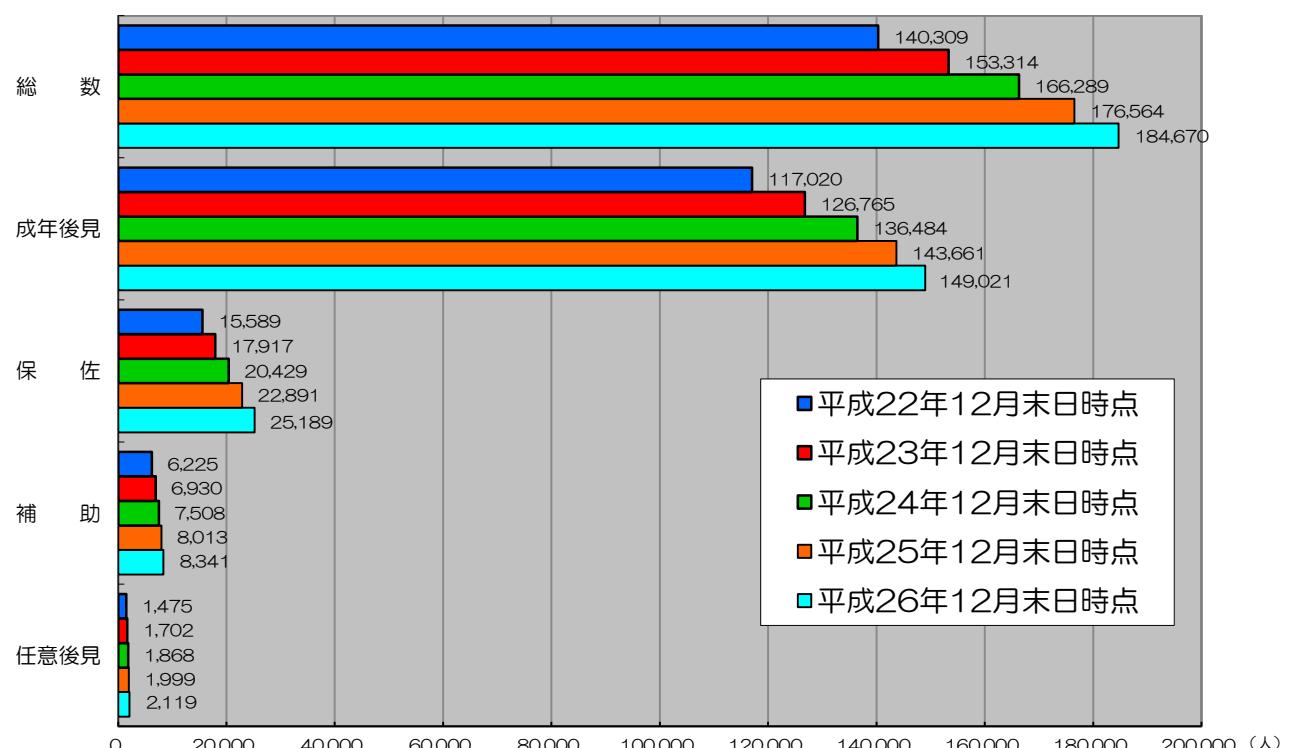
※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

## 9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成26年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で184,670人（前年は176,564人）であり、対前年比約4.6%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は149,021人（前年は143,661人）であり、対前年比約3.7%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は25,189人（前年は22,891人）であり、対前年比約10.0%の増加となっている。
- 補助の利用者数は8,341人（前年は8,013人）であり、対前年比約4.1%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,119人（前年は1,999人）であり、対前年比約6.0%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



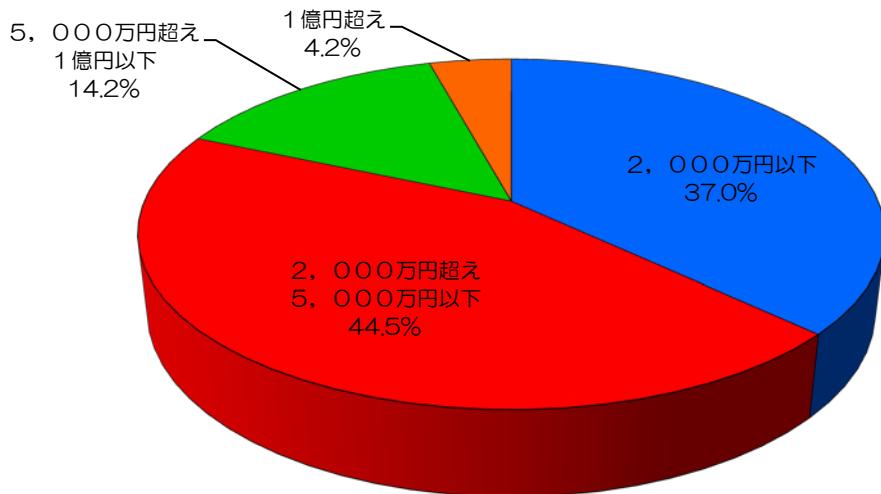
（注1） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

（注2） 成年後見制度の利用者数は、平成22年から調査を開始した。

## 参考 後見制度支援信託の利用状況について

- 後見制度支援信託を利用するため、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数は2,754人（前年は537人）であり、信託した金額の平均額は約3,600万円である。

（参考資料）信託財産額の分布



（注1） 後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことをいう。平成24年2月1日に導入された。

（注2） 後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見事件である。

（注3） 平成26年1月から12月までに、信託契約が締結された事件を対象とした。

なお、後見制度支援信託導入以降の推移は以下のとおりである（過去の本資料において掲載済みの数値であるが、所要の修正を行っている。）。

対象期間	信託契約を締結した人数	信託した金額の平均額
平成24年2月から12月まで	98人	約4,300万円
平成25年1月から12月まで	537人	約3,700万円